

中部圏・近畿圏直下地震対策大綱（案）

平成 2 1 年 4 月

中 央 防 災 会 議

目次

前文	1
1．本大綱決定の背景	1
2．本大綱の位置付け	1
3．対策の基本的方向	2
第1章 膨大な被害への対応	5
第1節 予防対策	5
1．建築物の耐震化	5
(1) 住宅、その他建築物の耐震化の促進	5
(2) 耐震化を促進するための環境整備	5
(3) 公共施設等の耐震化	5
(4) エレベーター内の閉じ込め防止技術の導入促進	6
(5) 専門家・事業者の育成	6
(6) 家具の固定、ガラスの飛散防止	6
2．火災対策	6
(1) 出火防止対策	6
(2) 初期消防力の充実・強化	7
(3) 延焼被害軽減対策	7
(4) 避難体制の整備	7
3．屋外における安全確保対策	8
(1) 地域の危険情報の開示	8
(2) 交通インフラの安全確保	8
(3) 土砂災害・地盤災害対策	8
(4) 屋外転倒物・落下物の発生防止対策	8
4．人的被害を軽減するその他の対策	9
5．ライフライン・インフラの確保対策	9
(1) ライフラインの確保対策	9
(2) 情報インフラの確保対策	9
(3) 交通インフラの確保対策	10
6．長周期地震動対策の推進	10
7．公的機関等の業務継続性の確保	10
第2節 応急対策	12
1．救助・救命対策	12
2．消火活動等	12
(1) 消防力の充実・強化	12
(2) 避難体制の確立	13
3．災害時要援護者支援	13
(1) 災害時要援護者の支援体制の整備	13

(2) 福祉避難所の整備	14
4 . 緊急輸送・搬送対策	14
(1) 緊急輸送・搬送体制の強化	14
(2) 緊急輸送・搬送活動調整機能の強化（ロジスティクスシステムの強化）	14
5 . 交通規制対策、道路の応急復旧等	15
6 . 保健衛生・防疫対策	15
7 . 遺体処理対策	15
8 . 治安の維持	16
9 . 空地の効果的利用の実現	16
10 . マスメディアとの連携	16
第3節 復旧・復興対策	17
1 . 震災廃棄物処理対策	17
2 . ライフライン・インフラの復旧対策	17
3 . 復興に向けた総合的な検討	17
(1) 円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備	18
(2) 発災後の計画実現方法	18
第4節 避難者、帰宅困難者等への対応	19
1 . 避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策	19
(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進	19
(2) 災害時要援護者に対する支援	19
2 . 避難者及び応急住宅需要への対応	19
(1) 避難所への避難者数の低減に係る対策	19
(2) 避難所不足に係る対策	20
(3) 必要物資等の供給と避難所運営に係る対策	20
(4) 避難者が必要とする情報の提供に係る対策	20
(5) 応急住宅提供等に係る対策	20
3 . 帰宅困難者等への対応	20
(1) 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制	20
(2) 円滑な徒歩帰宅のための支援	21
(3) 帰宅困難者等に係るその他の施策	21
4 . 避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応	22
第2章 中部圏・近畿圏における特徴的な被害事象への対応	23
1 . 木造住宅密集市街地の防災対策の推進	23
2 . 京都、奈良を中心とする文化遺産の被害軽減	23
(1) 所有者・管理者による対策の促進	23
(2) 文化遺産と地域を一体としてまもる対策の推進	23
(3) 地域ぐるみの取組として文化遺産と地域をまもる対策の推進	23
3 . 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全確保	24
4 . ゼロメートル地帯の安全確保	24

5 . 大阪湾、伊勢湾に集積する石油コンビナート地域及び周辺の安全確保	25
6 . 中山間地域等における孤立危険性の高い集落への対応	25
(1) 孤立可能性の把握	25
(2) 孤立集落と外部との通信の確保	25
(3) 多様な被災地情報収集手段の活用	26
(4) 物資供給、救助活動	26
(5) 集落内の備蓄等の充実	26
(6) 交通アクセスの確保	26
第 3 章 全国、海外への被害波及の軽減	27
1 . 東西間交通等の確保	27
2 . 事業継続性の確保	27
第 4 章 相互連携による災害対応力の強化	28
第 1 節 中部圏・近畿圏における広域連携体制の確立	28
1 . 広域連携のための仕組みの整備	28
2 . 災害対策本部の速やかな設置	28
3 . 相互連携のための交通基盤確保	29
4 . 海外からの支援の受入れ	29
第 2 節 行政・企業・住民間の連携	30
1 . 地域防災力の向上	30
2 . ボランティアとの連携	30
3 . 企業による社会貢献	30
(1) 顧客、従業員等の生命の安全確保と二次災害の防止	30
(2) 地域社会との連携による被害軽減の実現	30
第 5 章 防災情報の見える化	32
1 . 平常時における防災情報の見える化	32
2 . 発災時における防災情報の見える化	32
第 6 章 対策の効果的推進	34
1 . 幅広い連携による震災対策の推進	34
2 . 地域防災力等の評価と公表	35
3 . 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用	35
4 . 実践的な防災訓練の実施と対策への反映	36
5 . 自助・共助の促進	36

前文

1．本大綱決定の背景

(1) 次の東南海、南海地震は今世紀前半にも発生する状況にあることが懸念されているが、過去の事例によると、西日本では、東南海、南海地震の前後に地震活動が活発化する傾向が見られる。また、中部圏・近畿圏では府県の区域を越えて市街地が広域化しており、直下で大規模地震が発生した場合の被害は甚大かつ広範なものとなる。

(2) 地震発生危険性と災害ポテンシャルを勘案した被害の甚大性を踏まえれば、中部圏・近畿圏の大都市地域においては、東南海、南海地震だけでなく、これらの地域の直下で発生する大規模な地震に備えるための対策について検討する必要性は極めて高いと考えられる。

(3) このような状況を踏まえ、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(以下「専門調査会」という。)において、平成16年11月の第17回会合以降、中部圏・近畿圏の直下の地震対策について検討が進められた(第16回専門調査会までは、東南海、南海地震について検討)。

専門調査会では、地震発生メカニズム等についての最近の知見を反映しつつ、防災的な観点から中部圏、近畿圏に影響を与える地震を想定し、地震動の強さ等について検討が行われた。また、この地域の特性を考慮に入れた上で、地震が発生した際に想定される直接的被害、間接的被害の予測が行われ、この地域が抱える地震防災上の課題を明確化した上で、効果的な地震防災対策のあり方について検討が行われ、平成20年12月に中央防災会議に報告(以下「専門調査会報告」という。)されたところである。

本大綱は、上記報告に基づき、国、地方公共団体等の関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。

2．本大綱の位置付け

(1) 本大綱では、中部圏・近畿圏の直下で地震が発生した場合の、一府県のみでの対応が困難な、大規模な被害に対する広域的な防災対策が必要な一連の地域を対象エリアとしている。

(2) 本大綱では、名古屋、京都、大阪、神戸など大都市や工業地帯への影響、文化財保護等を考慮し、これらの地域に存在する活断層で発生する11地震と、活断層は確認されていないものの発生した場合に大きな被害が想定されるものとして、名古屋市直下及び阪神地域直下に想定したM6.9の2地震、あわせて13地震を対象とする。

(3) 中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

3 . 対策の基本的方向

中部圏・近畿圏の直下地震で想定される被害の特徴を踏まえた被害軽減対策の基本的方向を以下に示す。

(1) 中部圏・近畿圏の直下で地震が発生した場合、膨大な人的・物的被害の発生が予測されており、これを未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策への備えを計画的・戦略的に進め、地震に強いまちの形成を図ることは重要な課題である。

このため、都市計画の根本に“ 防災 ” を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するための減災対策に計画的に取り組むことが重要である。延焼遮断帯や防災活動拠点となる骨格的な都市基盤施設やオープンスペースが適切に配置されたまちづくりを進めるほか、特に危険性の高い木造住宅密集市街地の解消に向けて都市基盤整備を着実に進める。また、建築物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組む。さらに、火災対策の充実を図るほか、建築物の内外でガラス、天井等の落下物・転倒物やエレベーター閉じ込め等による被災を受けないよう対策を講じることが必要である。

住民の生活環境の確保と応急対策活動の円滑かつ迅速な実施に不可欠なライフライン・インフラ機能の低下を最小限にとどめるための対策が重要である。このため、ライフライン・インフラ施設の耐震性、多重性、代替性を確保するとともに、機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧するよう体制を整備しておくことが必要である。その際、ライフライン・インフラ機能は、その影響がそれぞれの機能に相互に波及する「相互依存性」の観点を踏まえるものとする。

(2) 近畿圏及び中部圏の大都市部においては、木造住宅密集市街地の集積度が高い場所が多く、地震時の建物の倒壊や火災被害などの物的被害やそれに伴う人的被害が発生しやすい地域特性がある。

京都や奈良を中心に、文化遺産の数が極めて多く、地震が発生した場合には多くの貴重な文化遺産が失われる可能性がある。そのため、地震による文化遺産の被害を回避・軽減する対策を強化する必要がある。

名古屋や大阪の中心市街地に分布する大規模な地下街、高層ビル、ターミナル駅等では、膨大な数の人が滞留しており、地震時の停電や火災等に伴うパニックの発生などの危険性を有している。

また、湾岸地域において広大なゼロメートル地帯が分布しており、地震時に海岸や河川の堤防等が損壊した場合、浸水被害が発生する危険性がある。

さらに、製造業の集積拠点であるとともに、古くから海上交通の要衝であったことな

どから伊勢湾、大阪湾において大規模な石油コンビナート地域が集積している。また、これらの石油コンビナート地域に近接して市街地が形成されており、地震により危険物の漏洩や火災が生じた場合、周辺市街地への被害波及や環境汚染等の問題が生じるおそれがある。このような地域の特性を踏まえた対策の強化も重要である。

中部圏・近畿圏においては、地勢的な特徴から中山間地域等において、地震時における孤立危険性の高い集落が多数分布する。そのため、孤立化の防止、孤立した場合の安否確認や救助・救出、生活の維持等の様々な対策強化を図る必要がある。

- (3) 中部圏・近畿圏は、国土の大動脈である東名・名神高速道路、東海道新幹線等が限られた平野部に集中しており、関東・中部・近畿・中国・九州地方等の間の人流・物流を支える交通の要衝に位置する。そのため中部圏・近畿圏直下で地震が発生し、これらの交通基盤が寸断した場合の影響は、被災地域内に留まらず全国、海外へと波及する。直下の地震による被災の他地域への波及影響をできるだけ少なくするために、地震に強く信頼性の高い交通インフラを構築する必要がある。

中部圏・近畿圏は、陸海空の交通の要衝に位置することから、古くから製造業を中心とする産業の集積拠点としての特徴も有しており、わが国の経済成長を牽引する重要な地域といえる。そのため、地震時の工場等の被災によりこれらの事業活動が停止した場合、その影響は全国、海外に波及する。また、近年、部品等の調達先を絞り込み、在庫をできる限り減らすなど、効率性を重視したロジスティクスシステムを重視する傾向にある。このような仕組みは、効率的である一方で災害発生時等の対応力が弱い。そのため、企業が災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を事前に準備しておくことが重要である。

- (4) 中部圏・近畿圏の直下で地震が発生した場合、地震による被害規模が甚大で、被災地内における自治体や関係機関の通常の実力を超えるとともに、影響が他地域に波及するおそれがある。

このような地震災害に対しては、国家的な対応が必要であり、国と地域との連携を強化するとともに、府県間の広域的な連携体制を確立する必要がある。また、行政による公助だけでは限界があり、企業、住民をはじめとする社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら総力を上げて対処していく必要がある。

- (5) 大規模地震時には、膨大な被害の発生が想定されるため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関、住民、NPO、企業等の社会の構成員が総力を挙げて災害に対処するための体制を強化する必要がある。

そのためには、平常時から防災にかかわる知識・情報を共有化することにより、各主体の防災力の向上を図る必要がある。また、地域のリスクの状況や各主体の防災体制及び資機材の配備状況等の情報について関係者が共通した認識を持てるよう防災情報の「見える化」を図る必要がある。

混乱する災害時には、様々な場面で情報の時間的・空間的空白が生じることが想定される。また、自助・共助・公助による効果的な防災対策がますます重要になってきてお

り、これを支える防災情報の的確な共有が不可欠である。

そのため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関、住民、NPO、企業等の各主体の情報を有機的に連携させ、明確な戦略をもって確実に防災情報の共有化を図る必要がある。

また、これら各主体による自発的な防災対策への取組を促進することが重要であることから、国、地方公共団体等は、各主体の防災力を評価し、その結果を公表することにより、防災力の向上を促進するなど、地域における防災対策を促進するために必要となる社会システムの構築に努める必要がある。

第1章 膨大な被害への対応

第1節 予防対策

1. 建築物の耐震化

建築物の被害は、死者発生のも因であり、さらに出火、火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるためには、“建築物の耐震化”に重点的に取り組むことが肝要である。

(1) 住宅、その他建築物の耐震化の促進

地方公共団体は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な地震防災マップの作成・公表や、実大建物の耐震性能確認実験の映像等を活用することにより、耐震化の必要性について広く周知を図る。

また、補助制度、税制優遇措置等の周知及び活用の促進を図り、住宅、その他の建築物の耐震診断、耐震補強、建て替えを促進する。

国、地方公共団体は、特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅、その他建築物の耐震化を緊急に推進する。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

国、地方公共団体は、住みながら耐震改修できる手法やローコストの耐震改修手法などの開発、建築士等の第三者によるアドバイス等のサービス強化、事例・費用・事業者情報・契約方法などの情報提供内容の充実及び耐震性の評価、改修に関するわかりやすいマニュアル策定、総合相談窓口の整備など住宅の耐震診断・耐震補強の促進支援策を充実する。

また、国、地方公共団体は、多数の者が利用する建築物の耐震性の確保を図るため、建築物の取引(売買、賃貸借)時における耐震診断の有無等に関する情報提供、一定の耐震性を有する安全な建物に対する表示プレートの交付、耐震診断・改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の周知と地震保険への加入促進、耐震・免震・制震住宅などの安全技術開発や販売促進に積極的な企業に対する表彰制度の導入など、安全な建物の資産価値が高まる仕組みの構築に取り組む。

さらに、国、地方公共団体は、耐震化に向けた定量的な目標の設定を行うとともに、建築行政を所管する地方公共団体は、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物等の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修についての必要な指示やその指示に従わない場合の公表など耐震化促進のための制度の活用により、耐震化を促進する。

(3) 公共施設等の耐震化

地方公共団体は、耐震改修促進法に基づく指導及び助言並びに指示や、庁舎、公立学校施設、病院等の個別建物の耐震性の確保状況の公表等により耐震化の促進を

図る。

また、国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対策活動の拠点や避難所となり得る施設の耐震化について、数値目標を設定するなどその促進を図る。

(4) エレベーター内の閉じ込め防止技術の導入促進

国は、地震時管制運転装置の導入の義務化や緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等により、エレベーター内の閉じ込め防止対策を促進する。

(5) 専門家・事業者の育成

国、地方公共団体は、耐震診断、改修の手法、各種助成制度等に関する講習会や研修会開催、専門家の登録・閲覧・紹介制度の整備及び耐震技術コンクール等による技術開発促進など、耐震化にかかわる専門家・事業者の育成を図る。

(6) 家具の固定、ガラスの飛散防止

国等は、家具等の固定器具やガラスの飛散防止製品の設置効果に関する検証を行う。国、地方公共団体は、インターネット・パンフレット等を活用して、その設置効果に関する正しい知識の普及と適切な機能を有する製品の利用促進を図る。また、家具の適切な固定を促す住宅供給を促進するほか、安全な家具の開発・販売に積極的な事業者を表彰する制度を導入する等、安全な家具の購入の促進を図る。

また、国、地方公共団体は、家具等の固定措置やガラスの飛散防止措置等の実施状況の把握とその実施率の向上促進に努める。

2. 火災対策

地震時の火災による被害は、揺れで全壊した建築物で出火しやすいことや、風速等の条件によっては延焼が拡大し、逃げ遅れ・逃げまどいなどが生じ、多数の死者が発生することが特徴である。建築物が密集する都市部においては、火災による被害は全体の被害の中でも大きな割合を占めるものとなる。特に、大阪市、名古屋市等を中心に老朽化した木造住宅密集市街地が分布しており、同時に火災が多発した場合、消防機関による消火が極めて困難となり、市街地の延焼が拡大する危険性が高い状況となる。したがって、火災対策は、中部圏・近畿圏における地震対策の最重要課題の一つである。

(1) 出火防止対策

国、地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。

国、地方公共団体、関係事業者は、地震時のブレーカー自動遮断等の通電火災対策及び緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発の促進など火気器具等の安全対策を促進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、安全な火気器具、電熱

器具等に関する開発・購入促進を図るとともに、安全対策が不十分な古い電気器具等の危険性に関する情報提供と安全な器具等への買い替えの促進を図る。

高層ビルの上層階が出火した場合、スプリンクラーや防火扉等が有効に作動せず延焼が拡大することも考えられることから、高層ビルについては、当該設備等の耐震化等を推進する。

(2) 初期消防力の充実・強化

地方公共団体は、常備消防及び消防団を充実・強化するとともに、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、婦人防火クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うことによって、初期消防力の充実・強化を図る。

また、地方公共団体は、耐震性貯水槽の整備、河川・海水等の自然水利の有効活用、下水道処理水及び農・工業用水等の利用等、被災時にあっても使用できる消防水利を確保するとともに、ヘリコプターを活用した消防用水の搬送対策についても検討する。

併せて、河川水を取水できる地点まで近づけるようにする通路・階段等の整備、水深が確保された消防用水の取水可能地点の整備等により、河川水の利用環境の整備を図る。

(3) 延焼被害軽減対策

国、地方公共団体は、市街地の再開発や土地区画整理事業等による面的整備、道路・公園等のオープンスペース確保、避難地・延焼遮断帯として機能する河川整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用による不燃化誘導を進める。

(4) 避難体制の整備

強風時に、木造住宅密集市街地において同時多発火災が発生した場合、避難時の逃げまどいによる多数の人的被害の発生が想定される。そのため、木造住宅密集市街地付近における広域避難場所や避難路の確保を図る必要がある。

そのため、地方公共団体は、避難路の沿道にある建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀・石塀の解消、避難路における優先的な電線類の地中化、路上放置自転車、看板等の障害物の除去、急傾斜地の崩壊対策等による避難路の整備を進める。

また、地方公共団体は、都市公園、港湾緑地の整備等による新たな避難場所の確保を図る。さらに、避難場所周辺市街地の不燃化により、避難場所の安全確保を図る。

地方公共団体は、避難路、避難場所マップの作成、自主防災組織による避難訓練の実施等により避難路、避難場所の周知を図る。

3. 屋外における安全確保対策

交通施設や土砂災害危険箇所における被災防止、ブロック塀の倒壊や自動販売機等の路上設置物の転倒に伴う被災防止、ビルの窓ガラス、看板及び壁面タイル等の落下に伴う被災防止など、外部空間における安全を確保する。

(1) 地域の危険情報の開示

外部空間における危険性を市民、企業等に情報提供することは、予防対策の推進や災害時の危険回避に当たって重要となる。このため、地方公共団体は、国の協力の下、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から評価した地盤の揺れやすさ、木造住宅密集市街地、土砂災害危険箇所、大規模盛土造成地、埋立地及びゼロメートル地帯等における避難路の沿道の延焼、建築物倒壊、土砂の崩落などによる道路閉塞の可能性、建築物の倒壊・延焼危険性等について、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細に示した地震防災マップの作成・公表や土地取引時の情報開示などを進める。

(2) 交通インフラの安全確保

交通インフラにおける地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者等は、道路橋・鉄道高架橋の耐震補強、鉄道の脱線対策等を進めるとともに、地方公共団体は、沿道・沿線家屋の耐震化、不燃化を促進する。

また、国は、交通施設・車両安全対策を強化するため、緊急地震速報の利用等を促進する。

(3) 土砂災害・地盤災害対策

国、地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震補強工事を通じた宅地耐震化の促進、危険地区の建築物の移転促進による適切な土地利用の誘導などを進める。また、国、地方公共団体は、二次災害防止を図るため、地震後の緊急点検体制の整備や避難場所への適切な避難誘導等を行い、必要に応じて応急対策を実施する。

(4) 屋外転倒物・落下物の発生防止対策

自動販売機の転倒防止対策について、国、地方公共団体は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。

地方公共団体は、防犯、防災両面からブロック塀の解消誘導促進など平常時のメリットも踏まえた総合的な屋外転倒物対策を図る。さらに、窓ガラス、天井、看板、壁面タイル等の落下を防止するため、適切な点検管理が実施されるよう管理者意識の向上や技術面での支援、指導強化等を行う。

4 . 人的被害を軽減するその他の対策

国、地方公共団体は、地震時の建物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を検討する。

国、地方公共団体等は、人命を守る対策に関連する様々な技術や商品の導入効果に関する検証を行うとともに、インターネット、パンフレット等の媒体を活用して情報提供等を行い、正しい知識の普及を図る。

国、地方公共団体等は、地震による死者や負傷者の数を減らすため、緊急地震速報の利活用の推進を図る。

5 . ライフライン・インフラの確保対策

ライフライン・インフラは、応急対策活動を支えるとともに被災住民等の生活環境の確保を図る上でも非常に重要であり、さらに、一つの機能への影響がほかの機能に波及するという「相互依存性」もある。このため、相互依存性に起因する波及影響の緩和の観点も踏まえながら機能を確保する必要がある。

(1) ライフラインの確保対策

電気、水道をはじめとするライフラインは、災害時の救助・救命、医療救護及び消火活動などの応急対策活動を効果的に進める上で重要となる。

このため、地震時にこれらライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、特に、人命にかかわる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化等を進める。道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝整備を推進する。

施設が被災した場合にも、機能停止に至らないよう、ライフライン事業者及び施設の管理者は、多重化、分散化を図る。

震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、下水道事業者は下水道施設の耐震化を進める。

(2) 情報インフラの確保対策

通信等の情報インフラについても、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要となることから、電気通信事業者は、特に、人命にかかわる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化等を進める。さらに、機能停止に至らないよう、電気通信事業者及び施設の管理者は、多重化や衛星の活用を図る。

地震発生時には電話の輻輳が想定されることから、電気通信事業者等は、災害用伝言ダイヤル、携帯電話用の災害用伝言板、パソコン用の web171 などの複数の安否確認手段の普及のための周知を行う。

このほか、地震時の情報の共有化を図るため、国、地方公共団体、関係事業者は、中央防災無線の活用、インターネットの活用、マスメディアとの連携強化、アマチュア無線網との連携、携帯電話のパケット通信の活用、衛星携帯電話の普及、地上デジタル放送、ワンセグの活用等を促進する。電気通信事業者及び関係機関等は、連携・協力して地下空間等における携帯電話・ラジオ等の不感地帯の縮小を促進する。

(3) 交通インフラの確保対策

中部圏・近畿圏の都市部では、道路、鉄道の基幹ネットワークが整備され、膨大な交通量が発生・集中及び通過しているため、これら施設が被災し、交通機能が寸断した場合、経済活動や応急対策活動への支障、大量の帰宅困難者の発生など、多大な影響が予測される。

道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、地震により交通機能が寸断されることがないように、交通インフラの耐震化を早急に進める。地方公共団体は、沿道・沿線家屋の耐震化、不燃化を促進する。

また、交通インフラが被災した場合にも、他ルートへの迂回、ほかの交通モードへの転換が可能となるよう交通インフラの代替性や異なる交通モード間の相互アクセス性の向上を図る。

6. 長周期地震動対策の推進

濃尾平野、大阪平野は、厚く軟弱な堆積層で広く覆われている。このような地盤条件の場所では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってもこのような長周期地震動が増幅されることがある。

また、中部圏・近畿圏の都市部では、高層建築物や石油コンビナート施設、長大橋など多数の長大構造物が存在する。このような構造物は、固有周期が長く、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。そのため、国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進める。

また、臨海部に集積する石油コンビナート地域では、隣接する市街地への被害影響を防止するため、国、地方公共団体、関係事業者は、石油タンクのスロッシングに伴う火災の防止対策を推進する。

7. 公的機関等の業務継続性の確保

国、地方公共団体やその他の防災関係機関は、災害時の応急対策活動、復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。また、これらの機関が行う通常業務の中にも、災害

時であっても業務継続が必要な業務がある。これらの災害対応業務や業務継続の優先度の高い通常業務を、発災後、適切に実施することが求められる。

そのため、国、地方公共団体やその他の防災関係機関は、災害時においても必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。このため、業務継続計画の策定を推進する。

また、業務継続の実現に必要な庁舎、病院、学校、ライフライン、インフラ施設の耐震性の現状を評価し、その結果を公表するとともに、早急な耐震化を図る。さらに、施設や情報、システム、人員のバックアップ対策を強化する。

病院、福祉サービス関連事業者等の被災者の生命の確保や健康の維持に密接にかかわる事業者は、災害時においても事業を継続できるよう、事業継続計画の策定等の事前の準備の実施と必要な体制の整備に努める。

計画を策定した機関においては、策定した計画の実効性を高めるために、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた計画の改定を行う。

また、国、地方公共団体は、災害時に膨大に発生する災害対応業務に的確に対応するため、災害医療活動、ライフラインの復旧活動、緊急輸送・搬送活動等において、民間企業等と効果的に連携した業務継続の体制強化を図る。

第2節 応急対策

1. 救助・救命対策

大規模な地震が発生した場合、木造住宅密集市街地、高層ビル、地下街、ターミナル駅、鉄道、道路等では、多数の負傷者や自力脱出困難者が発生する可能性がある。

このため、国、地方公共団体等は、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資機材の配備など体制の充実強化を図る。さらに、救助・救命効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実・強化を図る。また、救助作業の実施に当たって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、「サイレントタイム」を設けるためのルールを確立しその徹底を図るほか、応急対応に従事するヘリコプター等の飛行の安全の確保等を目的とした、被災地上空の情報の収集及び整理、飛行の注意喚起や自粛協力要請、航空交通情報の提供等の対応を速やかに講ずる。

地方公共団体は、物資供給や救助活動にヘリコプターを有効に活用するため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備やリストアップしている臨時的緊急離着陸が可能な場所について最新状況等を把握しておく。

国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される重傷者について、災害医療情報の共有化と広域圏における救助・救命活動の調整を図る体制の整備等に努めるとともに、救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。また、医薬品備蓄量、備蓄医薬品の使用期限に関する情報の把握などの医薬品備蓄の管理と更新を進めるとともに、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用による医薬品需給情報の共有化と官民連携による医薬品供給体制を強化する。

2. 消火活動等

(1) 消防力の充実・強化

地方公共団体は、常備消防及び消防団を充実・強化するとともに、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、婦人防火クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うことによって、初期消防力の充実・強化を図る。また、地方公共団体は、大規模かつ長時間に及ぶ消火活動に対応した大型のものを含む耐震性貯水槽の整備、河川・海水等の自然水利利用システムの構築、自然水利活用遠距離送水システムの活用、下水道処理水及び農・工業用水等の利用等、被災時にあっても使用できる消防水利を確保する。併せて、河川水を取水できる地点まで近づけるようにする通路・階段等の整備、水深が確保された消防用水の取水可能地点の整備等により、河川水の利用環境の整備を図る。

さらに、近隣の地方公共団体との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実・強化等、広域的な応援体制をより充実・強化する。

また、国、地方公共団体は、救助ロボットによる救助等の技術開発、ヘリコプターによる延焼防止のための空中消火の訓練等を行う。

災害発生時に、自主防災組織及び婦人防火クラブは、消火活動、避難路等の危険物除去等、消防機関が実施する応急活動に協力する。

また、地方公共団体は、木造住宅密集市街地や危険物質を取り扱う施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

(2) 避難体制の確立

火災時は風向きによって避難の方向も異なることから、例えば、一時避難場所から広域避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民に対して適切な情報提供を行う体制を強化する。この際、外国人滞在者が多いという大都市地域の特徴も踏まえ対応する。

地方公共団体は、火災延焼危険地区における交通規制の強化を行い、被害拡大の防止を図る。

3. 災害時要援護者支援

(1) 災害時要援護者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、いわゆる災害時要援護者に対する防災上の配慮が以前にも増して重要となっている。また、中部圏・近畿圏の大都市地域では地理に不案内な出張者、旅行者等が常時多数滞在している。

災害時要援護者支援に当たっては、近隣による助け合いが重要であり、地方公共団体は、地域防災力向上のための人材育成、意識啓発のほか、特に、災害時に自力で避難等の行動をとることが困難な高齢者や障害者等に配慮した避難対策を推進する。また、個人情報保護に留意しつつ、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、関係機関共有方式、手上げ方式又は同意方式の積極的な活用により、災害時要援護者情報の収集・共有を図るとともに、「災害時要援護者支援班」の設置、一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定等の支援体制の整備を図る。国、地方公共団体は、これら震災時に的確な防災行動をとりにくい立場にある介護が必要な高齢者や障害者等の安全確保を図るため、防災ベッド等、災害時要援護者に配慮した防災商品の開発と普及を促進するとともに、段差の解消等、地域のバリアフリー化を推進する。

地方公共団体は、ボランティア等の協力も得ながら、聴覚障害者や視覚障害者に対して、的確な情報が伝達されるよう、文字情報や音声情報による情報提供や色使い、表現方法の工夫等に努める。また、日本語が理解できない外国人等に配慮して、多様な言語による情報提供を実施する。

地方公共団体は、避難所を設置する場合には、災害時要援護者用窓口を設置し、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図る。

病院、福祉サービス関連事業者等の被災者の生命の確保や健康の維持に密接にかかわる事業者は、災害時においても事業を継続できるよう、事業継続計画の策定等の事前の準備の実施と必要な体制の整備に努める。

(2) 福祉避難所の整備

地方公共団体は、災害時要援護者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定しておくほか、その所在や避難経路、利用対象者の範囲等を、災害時要援護者を含む地域住民に周知する。

災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、その設置情報を速やかに周知することにより、災害時要援護者の支援を迅速に実施する。また、必要に応じて相談等に当たる介助員を配置するなど、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう災害時要援護者の支援体制の充実を図る。

4. 緊急輸送・搬送対策

(1) 緊急輸送・搬送体制の強化

国は、救助・救護要員の被災地への派遣、患者の被災地外への搬送、緊急物資の輸送等の緊急輸送・搬送活動について、被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画する。

また、国、地方公共団体は、応援要員や資機材等に関する情報の標準化を図るとともに、地理情報システム(GIS)を活用した情報共有化基盤を整備する等により、複数機関による支援を円滑に進める。

国、地方公共団体や関係機関は、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、輸送・搬送にかかわる活動需要と供給力に関する情報の一元化を図るための情報共有化基盤を整備する。また、緊急輸送・搬送活動に関する具体的な計画の作成やこれに基づく実践的な訓練の実施など、実戦的な即時対応力の強化に努める。

(2) 緊急輸送・搬送活動調整機能の強化(ロジスティクスシステムの強化)

国、地方公共団体は、広域防災拠点に被災後の道路渋滞が予想される市街地を避け、その外周部に配置すること等により、被災した市街地への交通流入を抑制し、円滑な応急対策活動のための環境を確保する。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、各府県の広域防災拠点、ブロック拠点、配送拠点を階層化し、明確にすることによって、交通流を適切に制御できるようにするとともに、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備することにより、物流の円滑化を図る。また、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点の整備を推進し、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

5 . 交通規制対策、道路の応急復旧等

災害時には、被災地における応急活動にかかわる交通需要のほか、被災地における避難行動、被災地の家族、親戚、知人等の安否確認のための被災地への流入、経済活動の継続等、様々な交通需要の集中による道路渋滞等が発生し、消火活動や救助・救急活動等の妨げとなる可能性がある。

そのため、地方公共団体は、被災地内における円滑な応急活動の実現に資するよう、必要に応じて、緊急輸送道路における交通規制の範囲や方法等を検討する。

国、地方公共団体は、被災地外から被災地内への流入規制を検討するとともに、迂回等の交通誘導の実施のため、警備事業者等との応援協定の締結や被災情報等のモニタリングシステムの整備に努める。併せて、住民や滞留者等に対して、流入規制に関する周知促進を図る。

さらに、道路管理者は、災害時における緊急輸送道路の被災状況の確認を進めるとともに、道路利用者に対する通行止め状況等の道路利用状況の周知促進、緊急輸送道路の確保を最優先に迅速な復旧に努める。

6 . 保健衛生・防疫対策

地方公共団体は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所をはじめ被災地の衛生環境維持対策を進める。また、国の協力の下、不足が想定される感染症専門医を確保する。トイレ対策については、仮設トイレの配備、ポータブルトイレの備蓄、下水道を利用したマンホールトイレの配備等の多様な対策を進める。また、高齢者や身体障害者等に対して、介護用の室内ポータブル型トイレ等の配備に努めるなど、高齢者等にも配慮したトイレ対策を強化する。さらに、排泄物等の処理対策についてもあらかじめ検討しておく。

地震災害時には、生活環境の悪化やストレスなどによる関連死が生じる可能性がある。また、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、心的外傷後ストレス障害（PTSD：Post-traumatic stress disorder）を発症する被災者が多く発生する。そのため、国、地方公共団体は、震災後の被災者の心身のケア体制の充実強化を図る。

7 . 遺体処理対策

国、地方公共団体は、迅速かつ的確な遺体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に係る体制を整備するとともに、地方公共団体は、遺体処理用資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び火葬場・棺桶の確保等、遺体処理対策を強化する。

8 . 治安の維持

国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察等による警備体制の充実を図るとともに、実践的な訓練を実施するほか、防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を進める。

また、地方公共団体は、流言飛語に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、インターネット、地上デジタル放送など多様な媒体を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。

9 . 空地の効果的利用の実現

大規模な地震時には、緊急避難場所、応援部隊の活動拠点、応急活動資機材等の備蓄や一時的な集積場所、震災廃棄物や放置車両の仮置き場、応急仮設住宅用地等をはじめとする様々な空地利用需要が発生する。

そのため、国、地方公共団体等は、応急対策活動上の空地の利用需要を踏まえた利用競争の整理など、空地の利用のあり方と調整ルールを検討する。

また、あらかじめ利用可能な空地をリスト化し、随時、情報を更新するなど、円滑な空地利用体制を整備する。

10 . マスメディアとの連携

社会的混乱を防止するとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、マスメディア等を通じた正確でわかりやすい情報の提供が重要である。一方、情報を提供する行政機関等は、災害時のほかの応急対応に忙殺されており、マスメディアとの間で円滑なコミュニケーションを図ることができず、混乱が生じる場合もある。

このような状況の発生をできるだけ防ぐために、行政機関等は災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画をしておくとともに、発災後には、時間を定めて記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。また、応急対応に支障が生じないよう、報道関係者の立ち入りを許可する範囲を必要に応じて合理的な範囲で制限すること等の対応についてもあらかじめ検討しておく。

第3節 復旧・復興対策

1．震災廃棄物処理対策

膨大な震災廃棄物量の発生は、道路閉塞等につながり応急対策活動の阻害要因となり得る。早期の道路啓開を実現するためにも、被災地内において、震災廃棄物の仮置き場所を確保する必要がある。

このため、地方公共団体は、あらかじめ仮置き場所としても利用可能な空地进行をリスト化し、随時、情報を更新することなどにより、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておく。また、国、関係機関の協力の下、震災廃棄物を順次被災地外にも運搬・処理する場合も想定し、河川舟運や港湾を活用した水上輸送体制を整備しておく。

また、地方公共団体は、国の協力の下、リサイクル対策や地方公共団体間の広域的な協力体制の整備等具体的な処理対策や震災廃棄物の分別、運搬、中間処理、最終処分について検討する。

2．ライフライン・インフラの復旧対策

ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、政治、行政、経済の中核機関、人命にかかわる重要施設、緊急輸送・搬送活動に必要な施設に対しては早期に復旧できるよう、必要となる人材確保や資機材の配備など復旧体制を強化するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、復旧活動調整の方法を検討する。また、復旧に当たっては、各ライフライン・インフラ間の「相互依存性」も考慮する。

国、地方公共団体、ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、的確な復旧活動の実現に向け、復旧見込み情報等の復旧関連情報の共有化を促進する。また、マスメディアとの連携により、ライフラインの復旧見込み情報等の周知を図る。

また、OBの活用や人材育成による復旧要員の確保、復旧資機材の調達体制の確保、復旧要員や資機材の搬送体制の整備、復旧訓練の充実などによる復旧体制の充実を図る。

3．復興に向けた総合的な検討

中部圏・近畿圏の大都市地域の復興は、単に防災の観点のみならず、総合的な国土利用の観点から新たな地域像の構築に向けたまちづくりがなされるべきであり、想定される様々な課題に対して、各関連主体の緊密な連携のもと総合的な検討が行われなければならない。

(1) 円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備

国、地方公共団体は、必要に応じ、復興の理念や目標の設定等の復興の過程を通じて目指す都市像の策定、復興本部の設置等の実施体制の整理及び発災後からの時間軸に沿った実施手順の整理やそのマニュアル化等について検討する。また、被災後の地域社会の回復力をいかに高めていくのかということが重要であり、その手法について検討する。

さらに、国、地方公共団体は、必要に応じ、復興に向けた基金の検討を行うほか、企業はリスクファイナンスの充実強化等による復興資金の確保策についても検討する。

(2) 発災後の計画実現方法

国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等、目指す都市像を実現するための方策の検討や復興理念等を念頭に置いた平常時からのまちづくりの実践方策の検討を行う。

第4節 避難者、帰宅困難者等への対応

中部圏・近畿圏の大都市部で地震が発生した場合、多数の避難者及び帰宅困難者等の発生が予測され、避難所、応急住宅等の不足や路上等における混雑による混乱の発生等が懸念される。

そのため、地方公共団体は、あらかじめ避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等の収容力等に関して評価し、避難所や応急住宅等の収容力等が不足している場合には、避難者数の低減、避難所としての公的施設や民間施設の利用の拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用等について検討する。また、地方公共団体は、多数の帰宅困難者等により混乱の発生が想定される場合には、一斉徒歩帰宅者の発生の抑制、円滑な徒歩帰宅のための支援等について検討する。

1．避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策

(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進

耐震化・不燃化等による住宅・建築物の被害の減少は、避難者の発生数の低減に寄与する。水道等のライフラインやエレベーターの停止により自宅での居住が困難となるケースにおいても、これらの耐震化や早期復旧対策の実施は、同様に避難者数の低減に寄与する。

したがって、国、地方公共団体、関係事業者等は、住宅・建築物、ライフライン施設等の耐震化等に引き続き重点的に取り組む。

(2) 災害時要援護者に対する支援

地方公共団体は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、災害時要援護者の避難支援を適切に行う。

また、災害時要援護者が外出時に地震に遭うと、様々な困難な状況に直面することが予想されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも災害時要援護者への対応を具体的に検討する。

2．避難者及び応急住宅需要への対応

(1) 避難所への避難者数の低減に係る対策

避難所の収容力の不足が懸念される地域においては、まずは避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。

避難者の中には余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人もいることから、国、地方公共団体等は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施することにより、安全な自宅への早期復帰を促す。

また、国、地方公共団体は、必ずしも被災地に留まる必要のない人などを対象として、帰省・疎開の奨励・あっせんについて検討する。

(2) 避難所不足に係る対策

地方公共団体は、避難者の発生数に対する避難所の収容力の過不足の可能性について事前に検討しておく。

避難所の不足が想定される地域を有する地方公共団体は、既に指定されている公立小中学校等に加え、府県立学校、国立学校、公共施設等の公的施設や、ホテル・旅館、私立学校、企業の施設等の民間施設などを活用した避難所収容力の拡大を必要に応じて検討する。

また、自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、他地域への避難も含めて調整を図る必要があり、関係地方公共団体等が連携して、そのための具体的な方策を検討する。

(3) 必要物資等の供給と避難所運営に係る対策

地方公共団体においては、大規模な地震の発災時には、膨大な数の被害及び被災者への対応が必要なため、避難所運営を職員のみで行うことはほとんど不可能である。

そのため、地方公共団体は、行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制の構築を検討する。

また、国、地方公共団体は、食料、飲料水、生活必需品等の物資等の供給について、避難者のニーズの把握と、円滑な供給のためのロジスティクスを確立するための検討を行う。

(4) 避難者が必要とする情報の提供に係る対策

避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来たさないようにするためには、迅速・的確な情報提供が重要である。このため、国、地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、効果的な情報提供体制を整備しておく。

(5) 応急住宅提供等に係る対策

国、地方公共団体は、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的な空き家・空き室（公営住宅等）や民間の空き家・空き室（民間賃貸住宅等）の活用、応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意することによって、膨大な応急住宅需要に対応する。

3. 帰宅困難者等への対応

(1) 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が居住地に向けて一斉に帰宅を

開始した場合、路上や鉄道駅周辺では非常に混雑し、集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、火災や沿道建物からの落下物等により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となる。また、道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもある。

そのため、国、地方公共団体等は、徒歩帰宅者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底する。

また、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するためには、速やかに家族等の安否確認ができることが重要であり、国、地方公共団体等は、複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知するとともに、複数の安否確認の手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくこと等の重要性についても周知する。

さらに、国、地方公共団体等は、翌日帰宅、時差帰宅の促進、そのために必要な企業や学校等における一時収容対策の実施、発災時における帰宅困難者等への必要な情報提供等を進める。

(2) 円滑な徒歩帰宅のための支援

円滑な徒歩帰宅を支援するために、地方公共団体等は、徒歩帰宅者に必要な帰宅経路の状況等に関する情報の提供、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施、路上危険物の対応、救急・救護体制の構築、沿道の公的施設や民間施設を活用した一時滞在施設の確保等について検討を進める。

また、徒歩帰宅者は府県境を越えて移動する場合も多いことから、関係府県が連携した支援体制の構築を図る。

(3) 帰宅困難者等に係るその他の施策

都心部等では、帰宅を断念した人が大量に滞留することが予想されるため、地方公共団体は、都心部や多くの徒歩帰宅者が使用する幹線道路等に沿って、滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ、情報等を提供する機能を持った、帰宅困難者等を支援する広場の確保に努める。

特に主要駅周辺では、多数の滞留者等が集中することによる混乱の発生等が懸念される。そのため、関係地方公共団体は、鉄道事業者、駅周辺事業者等とともに、混乱を防止するための滞留者の誘導體制を確立するとともに、集中を未然に防ぐために滞留者に適切な情報を提供する。

帰宅困難者等の搬送については、国、地方公共団体、関係事業者は、バスや舟運による搬送を検討するとともに鉄道は点検後被害がないことが確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられることから、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を、あらかじめ検討する。

京都や奈良等の主要な観光地には、多数の観光客が常時訪れているため、関係地方公共団体は、観光客の避難誘導體制や一時収容体制等を構築する。

4 . 避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

大量の徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩する場所等に対する膨大な需要が発生するとともに、これらの人々が地域の避難所等に向かうことが考えられる。

このため、地方公共団体は、災害用トイレの備蓄促進、府県立学校、市民会館、市民ホール等の公的施設等の活用、コンビニエンスストア等民間事業者との協定締結等により、飲料水やトイレ等の提供体制を整備する。

また、地方公共団体は、幹線道路の沿道等の避難所に徒歩帰宅者等が大勢集まってくる場合に備えて、避難所運営マニュアル等にあらかじめ対応方法を定めておく。

第2章 中部圏・近畿圏における特徴的な被害事象への対応

1. 木造住宅密集市街地の防災対策の推進

近畿圏及び中部圏の大都市部においては、木造住宅密集市街地の集積度が高い場所が多く、地震時の建物の倒壊や火災被害などの物的被害やそれに伴う人的被害が発生しやすい地域特性がある。そのため、防災上危険な木造住宅密集市街地の解消に計画的に取り組む必要がある。

そのため、国、地方公共団体は、市街地の再開発や土地区画整理事業等による面的整備、道路・公園等のオープンスペース確保、避難地・延焼遮断帯として機能する河川整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用による不燃化誘導を進める。

2. 京都、奈良を中心とする文化遺産の被害軽減

地震による倒壊や火災による焼失により多くの文化遺産が被災する可能性がある。特に、明治以降の市街地の大幅な拡大に伴い、多くの文化遺産の周辺の市街化が進展し、長年の間火災を免れてきた文化遺産の被災可能性が高まっている。このため、以下の対策を実施する。

(1) 所有者・管理者による対策の促進

国、地方公共団体は、文化遺産の所有者・管理者による建造物の倒壊防止対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、各種消火設備の整備の促進を図る。

また、地方公共団体は、文化遺産の所有者・管理者による消火活動や文化遺産の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の強化を促進するとともに、日頃から訓練等の実施を促進する。

(2) 文化遺産と地域を一体としてまもる対策の推進

地方公共団体は、文化遺産を含む地域のまちづくりの中で、文化遺産の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。

また、延焼を減ずるための周辺の街路樹整備、公園・空地整備、大型の耐震性貯水槽や文化財延焼防止防水システムをはじめとした消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。

(3) 地域ぐるみの取組として文化遺産と地域をまもる対策の推進

地方公共団体は、文化遺産の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震災害発生後の対応に配慮する。

また、地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積

み重ねやコミュニティの強化に積極的に取り組むこと等により、地域の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化遺産の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

3．地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全確保

名古屋や大阪の中心市街地に分布する大規模な地下街、高層ビル、ターミナル駅等では、膨大な数の人が滞留しており、地震時の停電や火災等に伴うパニックの発生などの危険性を有している。また、都心部に集積する高層ビル等では、エレベーター内の閉じ込め事故等の発生が懸念される。

このため、地下街、高層ビル、ターミナル駅等、不特定多数の人が利用する都市の施設では、施設被害に伴う多数の死傷者やパニックが発生しないよう、国、地方公共団体、施設管理者は、施設の耐震化、出火防止対策及び落下物防止対策を促進する。

また、国は、地震時管制運転装置の設置の義務化や緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等エレベーターの安全対策を推進する。地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、エレベーター停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧のために必要な対策を推進するほか、地震時のエレベーター運行方法や利用者が閉じ込められた場合の対処方法などについて建築物管理者、利用者に広く周知する。

さらに、二次災害及び混乱の防止を図るため、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。特に、複数の管理主体から構成される地下街等において、管理主体間の連携組織の構築を促進するとともに、整合のとれた避難計画や応急対策活動計画の策定を促進する。

4．ゼロメートル地帯の安全確保

中部圏・近畿圏の湾岸地域においては広大なゼロメートル地帯が分布しており、地震時に海岸や河川の堤防等が損壊して浸水被害が発生する危険性がある。また、断層付近では地盤が変位することによって、場所によってはゼロメートル地帯が拡大する可能性がある。

このため、国、地方公共団体は、堤防等の耐震点検を進め、耐震化を図るとともに、耐震化の進捗状況に関するモニタリングとフォローアップの実施など、平常時の管理体制の強化を図る。

また、地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、土のう等の水防資機材の配備、水防団等の組織化、水防活動の訓練など、地域における水防体制の強化を促進するとともに、排水ポンプ等の排水施設やその機能を支える非常用発電装置等の整備に努める。

さらに、国、地方公共団体は、地震時の浸水危険性を表示した浸水想定区域図やハザードマップの作成と周知に努める。また、発災時における堤防等の被災状況や浸水状況

等に関する情報を収集して伝達する体制の強化に努める。

地方公共団体は、浸水による人的被害の軽減に向けて、公的施設や民間ビル、マンション等を避難施設として活用するために、施設利用に関する管理者との協定締結を推進する。また、既存避難所についても、浸水危険性を評価して、浸水時においても利用可能な避難所の指定等の対策を実施するとともに、避難誘導體制の整備に努める。

5．大阪湾、伊勢湾に集積する石油コンビナート地域及び周辺の安全確保

中部圏・近畿圏は、日本の製造業の集積拠点の一つであるとともに、古くから海上交通の要衝であったことなどから伊勢湾、大阪湾において大規模な石油コンビナート地域が集積している。また、これらの石油コンビナート地域に近接して市街地が形成されており、地震により危険物の漏洩や火災等が生じた場合、周辺市街地への被害波及や環境汚染等の問題が生じるおそれがある。

このため、国、地方公共団体、関係事業者は、引き続き石油コンビナート等災害防止法に基づく対策を進める。また、揺れや液状化等に伴う石油コンビナートの被災による隣接市街地等への影響評価を充実するとともに、臨海部の老朽化した工場地帯の再開発等による地震防災性の高い臨海部の整備、緊急地震速報の利用等を促進する。

また、地方公共団体、関係事業者は、危険度に関する情報開示、危険が察知されたときの施設関係者、周辺市街地の居住者や鉄道、自動車等による移動者等に対する避難勧告等や誘導が的確に行われる体制を整備する。

6．中山間地域等における孤立危険性の高い集落への対応

(1) 孤立可能性の把握

地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努める。

(2) 孤立集落と外部との通信の確保

地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、被災時における外部との通信確保に向けた備えの強化を図る。衛星携帯電話、市町村防災行政無線、簡易無線機、公衆電話等の多様な通信手段の確保に加え、通信関連施設の耐震補強を進める。

また、地方公共団体は、停電によりこれらの設備が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源を確保する。

地方公共団体は、発災時にこれらの通信機器や非常用電源を確実に使えるようにするため、防災訓練等を通じた使用方法の習熟を図るとともに、自主防災組織や消防団等による発災時の被害状況把握のための体制を構築する。

(3) 多様な被災地情報収集手段の活用

国、地方公共団体は、ヘリコプター、人工衛星、航空機等の画像情報や震度情報ネットワークを活用すること等により、被災地の状況把握体制を強化する。

(4) 物資供給、救助活動

地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動にヘリコプターを有効に活用するため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備やリストアップしている臨時の緊急離着陸が可能な場所について最新状況等を把握しておく。

また、併せて迅速な物資供給・救助活動を可能とする要員・資機材の集積等のためのオープンスペースの確保を図る。

(5) 集落内の備蓄等の充実

地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて公共施設の備蓄倉庫等に水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の備蓄や、家庭、自主防災組織等による備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。

電源については、太陽光発電、風力発電等の、集落内で供給可能な電源の確保についても検討する。ライフラインについては、場合によっては、ネットワーク型の整備ではなく、プロパンガス、合併浄化槽等、各戸完結型の整備についても検討する。また、共助の視点から、近隣集落間での情報共有体制を強化するための仕組み作りを進める。

(6) 交通アクセスの確保

国、地方公共団体は、道路寸断情報等の迅速な収集と関係者間での共有化ができる体制を整備する。また、国、地方公共団体等は、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるとともに、道路法面、鉄道法面、隧道等の崩壊防止、陸路、海路、空路の代替交通手段の確保等の交通基盤の寸断回避対策を進める。

第3章 全国、海外への被害波及の軽減

1．東西間交通等の確保

中部圏・近畿圏の都市部では、道路、鉄道の基幹ネットワークが整備され、膨大な交通量が発生・集中・通過しているため、これら施設が被災し、交通機能が寸断した場合、経済活動や応急対策活動への支障、大量の帰宅困難者等の発生など、多大な影響が予測される。また、中部圏・近畿圏は、製造業の集積拠点であるとともに、貨物の輸出入が多いため、港湾が被災し、物流機能が麻痺した場合、経済活動への支障など、その影響は、全国、海外へと波及することが予測される。

道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、地震により交通機能が寸断されることがないように、交通インフラの耐震化を早急に進める。また、交通インフラが被災した場合にも、他ルートへの迂回、ほかの交通手段への転換が可能となるよう交通インフラの代替性や異なる交通手段間の接続性の向上を図る。

道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、被害波及の軽減の観点から、重要な路線・拠点等を中心に、早期に復旧できるように人材確保や資機材の配備など復旧体制を強化する。

地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化を促進する。

また、OBの活用や人材育成による復旧要員の確保、復旧資機材の備蓄と適切な配置、復旧要員や資機材の搬送体制の整備、復旧訓練の充実などによる復旧体制の充実を図る。

2．事業継続性の確保

これからの企業の防災対策は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業が事業継続計画を策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平常時から実施することが重要である。

すなわち、経営者が方針を立て、計画を立案し、日常業務として実施・運用し、従業員の教育・訓練を行い、結果を点検・是正し、経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルを事業継続計画に明確に規定し、それを実行していくことが重要である。

このため、国は、企業による事業継続計画の策定を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図る。また、企業の防災の取組を評価する手法を提示し、その活用により自らの防災の取組を点検することを促進するとともに、企業がその結果を公表することで市場や社会での確かな評価が得られるようにする取組を推進する。

第4章 相互連携による災害対応力の強化

第1節 中部圏・近畿圏における広域連携体制の確立

1．広域連携のための仕組みの整備

広域かつ甚大な被害の発生が予測されるため、国や地方公共団体間における広域的な応急対応を円滑に実施できる体制の確立が重要となる。

このため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地における応急活動、復旧・復興活動の実施に必要な体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国の各省庁、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化を図る。

また、国と地方公共団体は、災害時の応急対策に必要な情報を平常時から共有するとともに、広域的な応急対応を行う際の、活動調整の場所や活動内容等を調整する方法を検討する。

さらに、被災地の状況や被災地の地方公共団体からの要望内容を踏まえて、資機材や活動要員等の必要なリソースを適切かつ円滑に搬送することができるよう、必要なリソースの配分方法や緊急輸送ルートの設定等の方法を検討する。

広域的な活動を円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、活用資機材の名称や規格、活用要員の呼称と能力要件、取り扱う書類の様式等に関する標準化やそれをいかにした支援アプリケーション類の開発を進める。

さらに、国、地方公共団体は、罹災証明の発行事務など中長期的な被災者支援を念頭に置いた一般行政職員の広域応援についての連携体制の強化を図る。特に、被災者に対する罹災証明の発行に際して、地域間で格差が生じないように、関係行政機関の間で罹災証明の取扱等に関する広域間調整を行う仕組みを整備する。また、被災者が避難先においても支援を受け続けることができるよう、広域的な被災者支援体制を整備する。

2．災害対策本部の速やかな設置

国は、地震発生後、DIS（地震防災情報システム）等を活用して被害像を把握した上で、緊急災害対策本部等を速やかに設置する。また、必要な情報が即座に集約される体制づくりを進める。

また、国は、災害発生時の救助・救援にかかわる部隊派遣や各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等をもとにあらかじめ計画しておくとともに、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。

3 . 相互連携のための交通基盤確保

広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と府県間の広域的な相互連携に必要となる緊急輸送道路ネットワークの整備を図る。

道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震補強、迂回路・代替路の確保等により、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。また、スマートICや緊急時入退出路の活用により、高速道路と被災地域とのアクセス性の向上を図る。

鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。

空港管理者は、滑走路の耐震強化を図るよう努める。また、国、地方公共団体等は、都心部におけるヘリポートの確保等の航空輸送ネットワークを構築する。

港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁、臨海部の広域防災拠点等の整備、臨港道路の橋梁等の耐震補強及びこれらの連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築を図ることや震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路及び船着場等の整備を行う。

なお、各ネットワークの整備については、必要に応じて国が協力するものとする。これにより、総合的な交通ネットワーク対策の充実を図る。

発災後の交通を早期に確保するためには、道路及び航路の啓開や復旧の迅速な実施が重要である。このため、道路管理者は、道路の被災情報の収集・連絡体制の強化を図るとともに、ITVや道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。また、国は開発保全航路について、港湾管理者は港湾区域内の航路について、早急に状況調査を行い、必要がある場合には障害物を除去し、航行安全確保を図る。加えて、道路及び航路の啓開・復旧用資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定などにより、適正な確保・配置を行う。

さらに、地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、随時、情報を更新しておくとともに、放置車両の除去体制を強化する。

また、特に発災直後は航空機、船舶等の需要や空港、港湾施設の需給が逼迫することから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。

4 . 海外からの支援の受入れ

海外からの支援申し入れがあった場合、国は、関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速な対応を図ることとする。

また、外国からの救援部隊の受入れ等について、必要に応じ申し合わせの内容を見直すとともに、税関、入国管理、検疫等の各手続きが被災による様々な影響が生じている状況下においても迅速に行えるようにする。

第2節 行政・企業・住民間の連携

1．地域防災力の向上

地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材の自主防災組織への配備など自主防災組織の育成・充実を図る。また、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施する等、消防団の充実強化を図る。さらに、教育・訓練の機会、活動資機材及び活動機会や場の提供等により、NPO等への活動支援を強化する。

国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、自力脱出困難者の救出や負傷者の応急処置などの防災訓練を地域において定期的実施する。また、学校教育における防災教育の充実・強化を図るとともに、児童・生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携強化を促進する。

2．ボランティアとの連携

国、地方公共団体、関係機関は、相互に連携して、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援すること等により、ボランティアと連携した復旧・復興対策を効果的に進める。

3．企業による社会貢献

(1) 顧客、従業員等の生命の安全確保と二次災害の防止

企業は、事業所の建築物の補強や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備など、顧客及び従業員等の生命の安全確保を図る。また、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。

また、大規模構造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める。

さらに、就業時間中に地震が発生した場合には、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想される。企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努めるとともに、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の強化を図るなど、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める。

(2) 地域社会との連携による被害軽減の実現

企業は、平常時から、地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の

地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等、地域防災力に積極的に貢献する。災害が発生した際には、地域住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。

地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、ほかに、技術者の派遣、保有する資機材を使った救援活動など企業の特徴をいかした被災者支援も求められる。地方公共団体と地域貢献に関する協定をあらかじめ締結するなど、平常時から連携のための備えをしておく。

また、企業は、避難者や帰宅困難者等に対する被災状況等に関する情報提供、避難誘導、水、トイレ、休憩場所等の提供などの支援体制の整備に努める。

第5章 防災情報の見える化

1．平常時における防災情報の見える化

大規模な地震災害への備えの水準を持続的に高めていくためには、地域の地震リスク特性や防災力の現状について、広く社会全体で情報共有化を図り、地域全体での防災力の底上げを図る必要がある。

そのため、国、地方公共団体は、地震被害想定や施設の耐震特性等に関する情報をはじめとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表・周知し、住民等の防災意識の高揚を図る。

このような取組が効果的に行われるようにすることを支援するため、国が中心となり、産学官が連携してXMLベースのデータ規格を定めるとともに、地理空間情報の活用等の取組を行う。これにより、例えば、GPS付携帯電話を通じた居場所周辺のリスク情報の提供、不動産情報検索サイトと連動したリスク情報の表示等の応用サービスを様々な主体が展開できるようにする。

また、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。そのような平常時の管理を低コストで実施できるようにすることと、非常時における関係機関の間での保有資源情報の交換を容易にできるようにすることを目指して、国、地方公共団体、関係事業者が連携してデータ規格の策定や表計算ソフトウェア等でも扱える標準管理シートの作成等の取組を進める。

災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策にいかすことが重要である。

そのため、国、地方公共団体は、平常時からの防災情報の共有・活用を体系的に推進する。

2．発災時における防災情報の見える化

国、地方公共団体等は、中央防災無線網を利用したリアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせ、被災直後の状況を収集する体制を強化する。

夜間も飛行可能な飛行機やヘリコプターの利用体制の強化、暗視カメラ画像や衛星等による合成開口レーダ画像、災害用ロボット等の活用により、夜間、悪天候等の悪条件下での情報収集体制を強化する。

また、震度情報ネットワークの充実を図ること等により、震度情報を確実に収集できる体制を強化する。

関係機関間において、“防災情報共有プラットフォーム”を用いて情報の共有化を図

る。さらに、意志決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるため、テレビ会議等の実施が可能な環境を整備するなど、広域間での情報連携体制を強化する。

国、地方公共団体等が収集した情報が効果的に国民に届けられるようにするため、マスメディアとの連携を強化するとともに、インターネット、携帯電話、地上デジタル放送、ワンセグ等の多様な情報媒体の効果的な活用を進める。

被災地の円滑な復旧・復興を支援するとともに風評被害の発生を抑制するため、被災状況、交通状況に加え、飲食店、宿泊施設、観光施設の営業状況等も含めた情報が適切に発信され、容易に入手できる環境を整備する。

各機関の人員配置状況や防災資機材の保管場所、数量、輸送状況等に関する情報については、安全保障面等からの情報のフィルタリング等の対策を施した上で、防災関係者がGISベースで共通の状況把握ができるようにする。これにより、一層迅速で効果的な連携が関係機関間で図られた災害対応の実施を目指す。また、国、地方公共団体、関係機関が協力して、GPSやICタグ等の技術を活用し、位置情報の常時管理を指向したロジスティクスシステムの構築を進める。

国等が中心となり、情報の収集・共有・伝達を円滑に行うため、データ規格等の整備を進める。

また、災害時には、膨大な情報が発信される中で、重要な情報が見落とされることなく関係者に認識されることが重要であることから、情報の自動的な階層化等により、重要な情報を容易に選別できるような仕組みを検討する。

このほか、防災業務従事者間での通信の相互運用性の向上などを通じ、関係機関間・地域間の災害時の情報連絡体制を強化する。

第6章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進

(1) 中部圏・近畿圏の直下で発生する地震対策の推進に当たっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。

特に、建築物の耐震化等の減災対策については、各事業が効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していく必要がある。このため、国は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「中部圏・近畿圏直下地震の地震防災戦略（仮称）」を策定するものとする。地方公共団体においても、上記地震防災戦略を踏まえ、地域目標を策定するよう努めることが望まれる。

また、国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「中部圏・近畿圏直下地震応急対策活動要領（仮称）」を地方公共団体の協力を得つつ策定する。この要領は、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、上記要領の策定を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。

(2) 本大綱においては、多岐にわたる様々なレベルの連携の必要性を示してきたが、その中でも防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国との総合的な連携が極めて重要である。本大綱に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていく必要がある。

特に重点的に取り組む課題については、国、地方公共団体で取組方針や優先順位を明らかにするよう努めつつ、相互の連携の下、順次速やかに取り組んでいく必要がある。

(3) また、震災対策の推進状況に関する定期的なフォローアップが重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップを行う必要がある。

特に、災害が長期間発生しない場合には、地域住民の防災意識が急激に低下することがあるので、国、地方公共団体は、フォローアップのうえ、積極的な啓発活動を実施していく必要がある。

(4) さらに、近年の地震被害を検証し、その結果を踏まえて対策の充実を図る。

(5) なお、国、地方公共団体は、東南海、南海地震対策との整合性について十分に留

意した効果的な地震対策の推進に努める必要がある。

2 . 地域防災力等の評価と公表

地域防災力の向上を図るためには、対策活動の主要な担い手である地方公共団体、コミュニティ、企業等による防災対策への取組を促進する仕組みを整備する必要がある。

そのため、国は、地方公共団体、コミュニティ、企業等の防災力を適切に評価するための評価指標や手法の開発を進めるとともに、防災力の評価実施体制を整備する。

さらに、国、地方公共団体は、地域住民にもわかりやすい表現方法や手段を用いて、防災力の評価結果等の防災にかかわる情報の開示を推進する。

3 . 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

地震防災対策の推進に当たっては、調査研究の果たす役割が重要であり、特に中部圏・近畿圏の大都市地域における大規模震災による被害の甚大性を考えると、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

このため、国、地方公共団体、関係機関は、地震等に関する理学分野での調査研究、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震防災に関する調査研究を総合的に推進する。

活断層の位置・形状・活動履歴、地盤特性及び地震発生時のリスク等に関する調査研究を総合的に推進するとともに、その成果のデータベース化を図るなど、地震防災対策の推進に必要な情報の共有化を進める。

高感度地震観測網やGPS連続観測網等の基盤観測網や震度情報ネットワークによる地震活動等の観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図る。

緊急地震速報の精度向上等を目指した研究開発等を推進する。

耐震設計や免震・制震装置の開発等に有用なデータを得るために、実大構造物等の振動実験研究等を推進する。

大規模な地震災害によって、海岸や河川の堤防等が被災した直後に風水害が発生した場合、地震被害と同時に大規模な浸水被害を受ける危険性も考えられる。このような地震と風水害等が複合的に発生した場合の被害想定や防災対策に関する調査研究についても、今後推進していく。

これらの知見・成果を体系的に整理し、共有化を図ることにより、地方公共団体等への普及を促進する。それにより防災力の向上、人的・物的被害の軽減を図る。

4．実践的な防災訓練の実施と対策への反映

- (1) 地震の発生時における応急対策の実施体制を確保するとともに、住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。
特に、今後策定する「中部圏・近畿圏直下地震応急対策活動要領（仮称）」に基づく広域的な防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施も含め訓練を定期的に実施し、同要領の改定等に反映させる。
- (2) 防災関係機関は、各機関の事業継続の確保に係る訓練、発災時の広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練、石油コンビナート等の危険物施設等における訓練及び参加者自身の判断も求められるような内容を盛り込んだ訓練など、実践的な防災訓練の充実を図る。
- (3) 実際の災害時には、想定外の事態が発生し、それへの対応が的確に行われないことにより、被害が拡大する可能性がある。そのため、防災関係機関は、シナリオを訓練対象者に事前に知らせないロールプレイング型等のより実践的な訓練を実施する。

5．自助・共助の促進

中部圏・近畿圏の直下で発生する地震では、多様な被災事象が大規模かつ同時に発生して、その影響が全国、世界へと波及していく。膨大な規模に及ぶ被害を軽減させるためには、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら総力を上げて対処していく必要がある。

具体的には、中部圏・近畿圏の直下地震による被害の軽減に向け、「公助」にあわせ、住宅の耐震補強、家具の固定等の被害軽減策の実施、非常持ち出し品の用意、食料や水の備蓄、避難場所や避難路の確認等の災害への備え、被災の様相や周辺地域への拡がり等の自分自身とその周辺に及ぶ被害影響についての事前習得、「災害時には自らの身は自ら守る、初期消火に努める、車では避難しない」等の適切な行動の実施等の個人や家庭における「自助」、自主防災組織の組織化の一層の促進、リーダーの育成等の自主防災組織の活動の充実、平常時からの地域コミュニティの再構築、防災ボランティア活動の環境整備、消防団の充実・強化、企業による地域貢献等の地域コミュニティによる「共助」により防災対策を推進すべきである。